

町村週報

(町村の購読料は会費)
(の中に含まれております)

2768号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



ゴヤーのカーテン

あれもこれも「自治」に任すことは、それほど至高の価値なのだろうか。2000年新地方自治法施行で画期的に「自治」体の意識は変わるはずであったが、信じがたいほど「気づき」と「自治能力」が後退しつつある。当然に、自治能力後退にさえ気づいていない。自治事務中の自治事務、固定資産税賦課業務について昨年(2010年)6月3日に極めて重要な最高裁判決が出た。私事を契機にいささか調べてみた。

人の市の資産税課の課長補佐を始め全員が評価額の決定と納税通知の関係も知らなかった。そもそも評価替えの年度がいつかも無知。それ以上に、現地・現状とは無関係に宅地評価額が決まる実態を知り愕然とした。

普通の市民は地方税法を見て、固定資産評価額と固定資産税納税通知を争おうとしてもチンプンカンプンである。「固定資産評価基準」(地方税法388条1項)なるものを見ようと努力した。かつてはインターネットで公開されていたこの総務大臣「告示」は、自治事務の執行基準なのに、今では自治体も国民も高額の解説付き書籍とし

て官僚の天下り協会から購入するしかない。しかも、ネット書店でも買えない入手困難なもの。

自治体の中にはホームページで、評価額の審査申出書など、結構ふんだんな関係情報を公開しているところがあるが、あまりに全国バラバラである。個々の自治体窓口で職員に聞くしかない。上記の課長補佐は、筆者の評価違法の主張を認めると、モノ言わない他の住民との間で「平等原則違反」になる、という。部下の職員たちは恥ずかしさのあまり、手で顔を覆っていた。

固定資産評価のような手続は、評価基準などの地域個性はありえても、争い方自体や審査申出方法に関する情報提供の基幹的部分は全国一律であった、どこが悪いのだろうか。自治体の中には、「正副二通」の審査申出書を求めるところもある。地方税法432条2項は、わざわざ正副二通の提出を求める行政不服審査法9条2項の規定の準用を排除しているが、「自治」条例なら許されるのか。

この課題、論点が、どのような形で、誰の「自治」に委ねられるべきか。今、自治の「肝」を探る根本的な議論が必要ではないか。

自治の肝は制度か人か

九州大学大学院法学研究院教授

木佐 茂男

◎写真募集◎

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

政 策 社会保障・税番号大綱について

内閣官房社会保障改革担当室主査 佐々木 大……(2)

フォーラム 「木」をキーワードに、都市と農村の交流で町の活性化を

—植えて育てる林業から、伐採し、活用し、植える林業へ—

＝埼玉県ときがわ町……(5)

情 報 町村Navi ……………(10)

活 動 平成二十二年度公有物件災害共済事業の概要報告……………(12)

随 想 過疎化が進む山間地域における町づくり…和歌山県紀美野町長 寺本 光嘉……(15)